

相談例

①一人法人の代表者 令和 3 年 9 月 63 歳で受給権発生

②厚生年金加入は 7 年程度

③現在の役員報酬は 825,000 円

④今後役員報酬を下げて、 年金受給をした方がいいのか

繰り下げておいた方がいいのかなどが悩みです。改正後も 65 万円以上の役員報酬を貰い続けると厚生年金の加入月数の少ないこの方は全額停止になってしまうと考えてます。 そう考えると会社から役員報酬受け取れる間は繰り下げたほうがいいのでしょうか？